

問題の耕作地は成田市の専業農家・市東孝雄さんの祖父が大正期に苦労して原野を切り開いた農地です。それから休むことなく3代90年間耕し続け、20年前には完全無農薬・有機農法に転換しました。

●N A Aの請求は違法がいっぱい

この畑を成田空港会社（N A A）は、18年前の1988年に耕作者の市東さんの同意を得ることなく、元の地主から違法に買収しました。しかも、この事実を隠すために、地代を旧地主に受け取らせてきたのです。これらは重大な農地法違反です。

さらにN A Aは「売買は3年前」と言い張っています。民法は今回のような契約解除請求権は、買収から10年が過ぎたら時効消滅するとしていることから、N A Aは嘘をつき通さなければならないのです。

●農地法で守られてきた小作耕作地

戦前、日本の農業人口の7割は小作農でしたが、農地改革で無条件に自作農となり地主制度は廃止されました。農地改革は財閥解体とともに経済民主化の柱でした。これを土台に憲法制定による戦後民主主義が形づくられました。

市東さんの耕作地は、戦後の混乱で解放手続きが適正に行われず、例外的に小作地として残りましたが、農地法によって耕作権が保護され、自作地と同等の権利が認められてきました。戦前のように地主が勝手に売買することができなかったのです。

●戦後憲法と民主主義が問われています

成田空港は、長期にわたる農民の抵抗で土地収用法が効力を失い、今では強制的に農地をとりあげることができません。N A Aが農地法の乱用という異常な手段に訴えるのはこのためです。

この問題の根底には国の農業切りすて策があります。戦後民主主義と憲法の真価が問われているのです。

私たちは 「農地取り上げ許可決定」の 取り消しを求めます

市東孝雄（農業・成田市）
青木 孝（弁護士・横浜弁護士会）
青木秀樹（弁護士・第二東京弁護士会）
足立満智子（成田市議会議員）
阿部浩基（弁護士・静岡県弁護士会）
生田暉雄（弁護士・香川県弁護士会）
石川憲彦（弁護士・群馬県弁護士会）
伊藤全明（農業・成田市）
大坂順子（成田市民）
小川 浩（前野栄町農業委員・専業農家）
長田泰公（元国立公衆衛生院院長）
小野坂弘（新潟大学名誉教授・弁護士・新潟県弁護士会）
北野弘久（日本大学名誉教授・弁護士・東京弁護士会）
小塩海平（東京農業大学助教授）
五島 洋（弁護士・大阪弁護士会）
小林悦子（成田市民）
近藤ゆり子（徳山ダム建設中止を求める会・事務局長）
三枝基行（弁護士・東京弁護士会）
坂本進一郎（秋田県大潟村農民）
佐藤昭夫（早稲田大学名誉教授・弁護士
第二東京弁護士会）
塩川喜信（神奈川大学経済学部講師）
杉山繁二郎（弁護士・静岡県弁護士会）
鈴木新一（農業・成田市）
出牛徹郎（弁護士・群馬県弁護士会）
戸村義弘（三里塚教会信徒）
平野和己（弁護士・第二東京弁護士会）
廣瀬理夫（弁護士・千葉県弁護士会・千葉市）
福田 拓（弁護士・第二東京弁護士会）
船橋邦子（和光大学教授）
宮島尚史（学習院大学名誉教授・弁護士・東京弁護士会）
宮田きよこ（柏市議会議員）
村上眞智子（成田市民）
守田基師子（地域を支えあう会・神戸市）
八木かおり（牧師・日本基督教団三里塚教会）
山形澄代（柏市民オンブズマン）
吉川ひろし（千葉県議会議員）

—— 呼びかけ人（06年10月14日現在）
他、賛同人 163人

当事者ぬきの権利移動と解約 ——法の趣旨に反する

東京大学名誉教授・田中 学さん

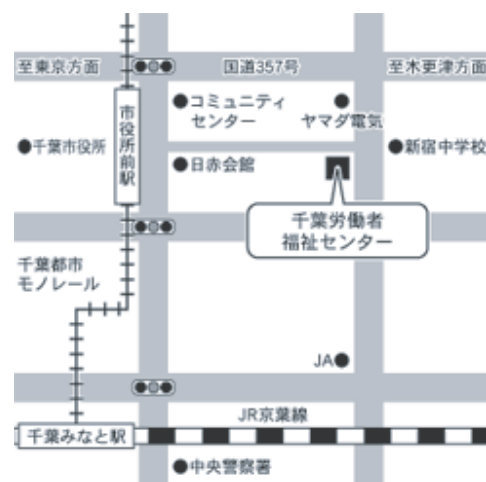
戦後の農地改革と農地法は一体のものだと考えてよいと思います。戦前の農地問題のひとつの到達点でもあるし、戦後の農地制度の出発点です。

農地法は「自作農主義」と言われますが、「借地」であっても実際に耕作している者の権利を最優先するというのが基本的な理念であり、今も変わっていません。

農地の転用や権利の移動について非常に厳しい「縛り」をかけていて、耕作者の権利を維持するために第三者が介入する余地を無くしていく、耕作者以外の第三者への売買についてはこれを認めないという立場をとっています。

市東さんのことについては、どうしてこうなったのか不可解な感じがします。特に長年にわたって耕作してきた事実があるにもかかわらず、当事者が知らないところで権利の移動や解約問題が起きたということ自体、農地法に照らして、えらいことが起こっているという感じがします。

〔1210 講演集会 会場案内〕



- JR千葉駅前からモノレール（千葉みなと行）千葉市役所前駅下車、徒歩4分
- JR京葉線千葉みなと駅下車徒歩10分